

鎌倉市地域防災計画 改定要旨

I 基本的事項

1 改定の要旨

「鎌倉市地域防災計画」は、昭和39年に災害全般に対応するための基本計画として策定され、その後改定を重ねている。

近年の主な改定は、地震災害対策編について、平成25年2月に東日本大震災を教訓に津波対策を盛り込むなどの全面改定を行っている。平成29年1月には市庁舎が使用不能となった場合の災害対策本部の設置場所の変更など、平成31年1月には県地域防災計画、水防法改正、次点修正を反映させる一部改訂を行っている。

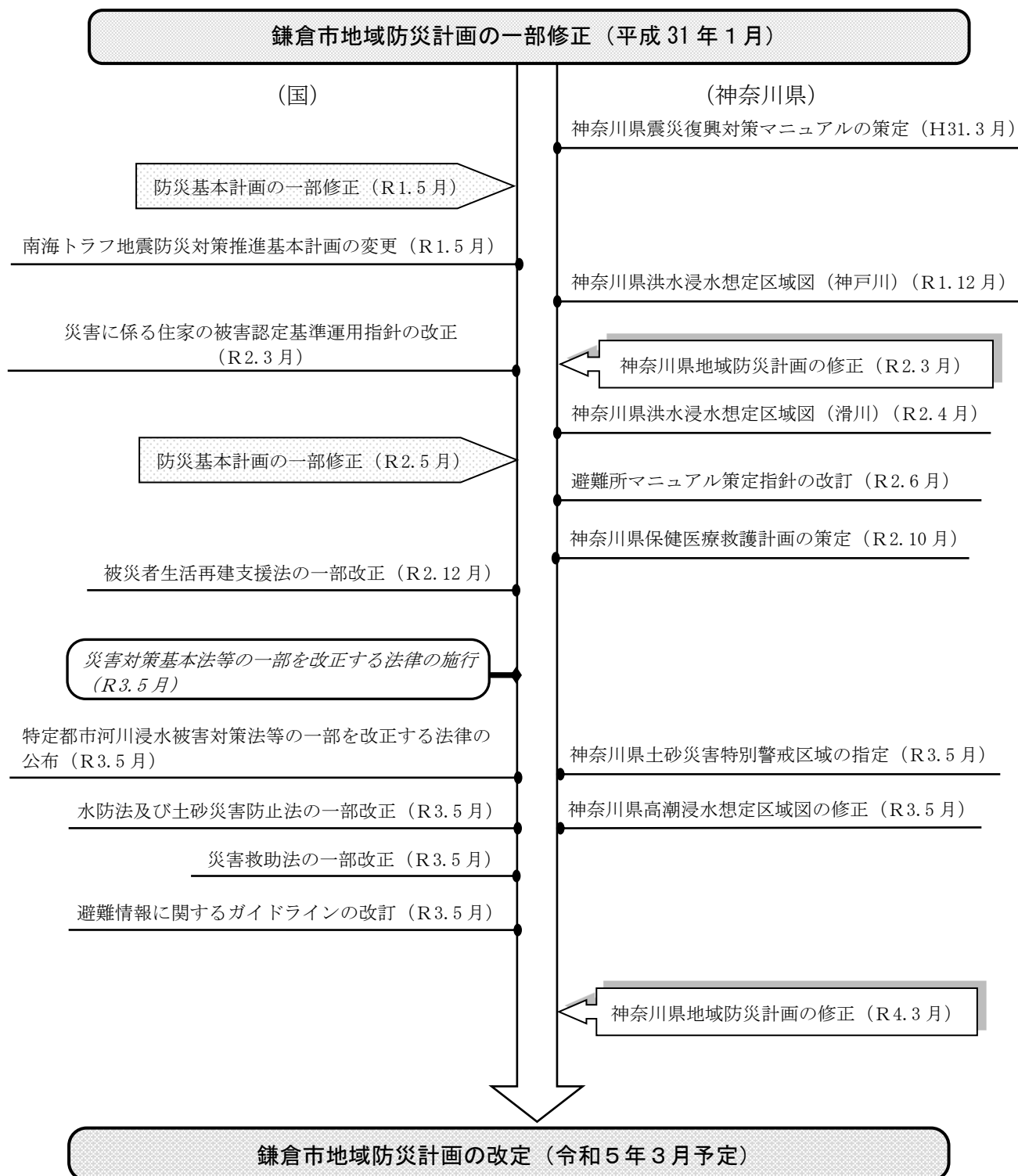
また、風水害等災害対策編について、平成27年2月に地震災害対策編との整合及び災害に係る法改正や国・県の計画に準拠する全面改定を行っている。平成31年1月には、地震災害対策編と合わせ、県地域防災計画、水防法改正、次点修正を反映させる一部改訂を行っている。

その後、大幅な計画の改定は行っておらず、この間、災害対策基本法等の法改正や国・県の各種計画の修正・改定（次頁参照）があったことから、今回、「鎌倉市地域防災計画」の改定を行うものである。

2 災害に係る関係法令の改正、国・県の計画等の動向

前回の「鎌倉市地域防災計画」の改定以降の災害関係法の改正、国・県の上位・関連計画等の改定（修正）経緯は、次のとおりである。

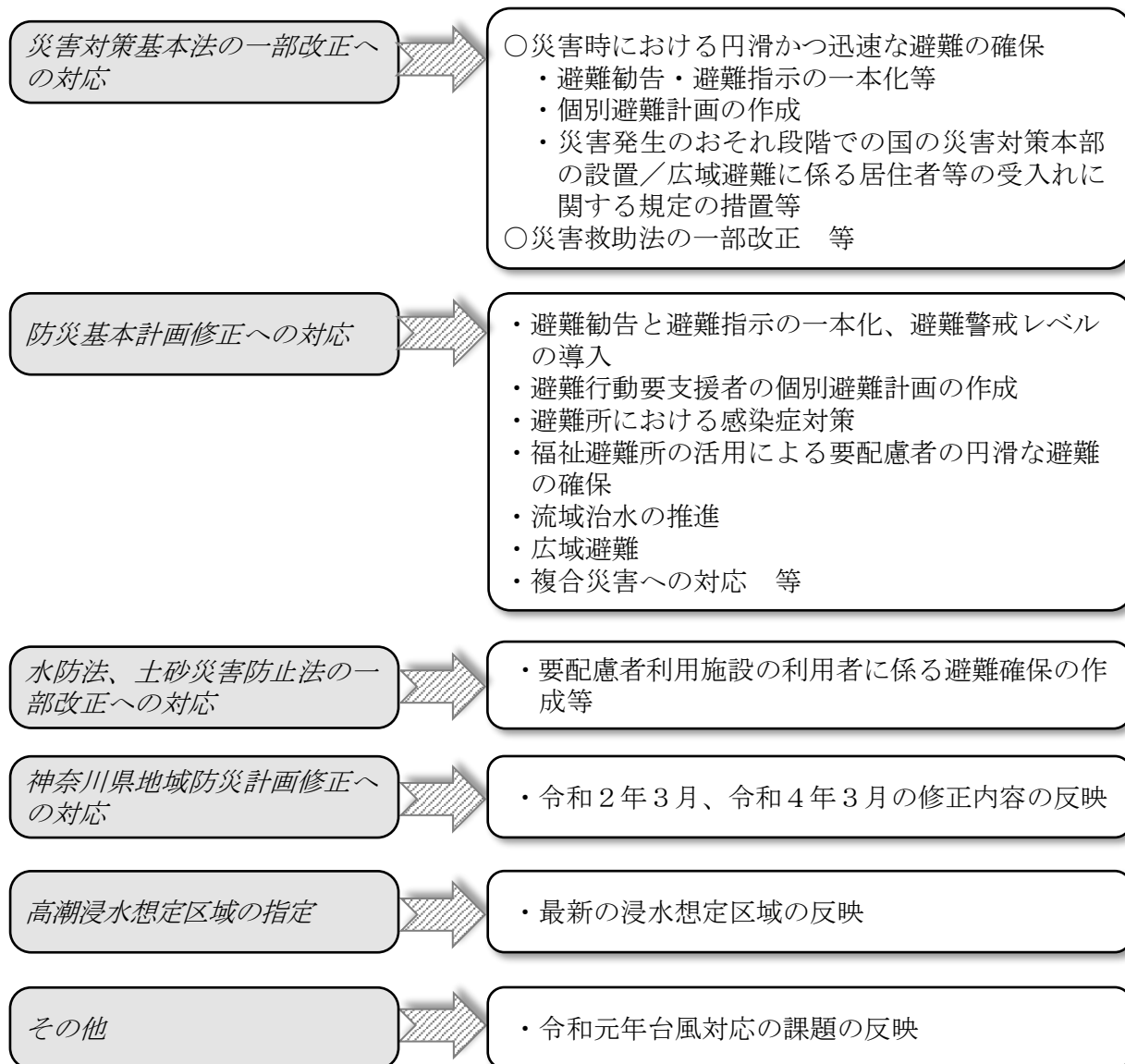
前回の改定以降の災害関係法の改正及び上位・関連計画等の改定経緯



3 改定の基本的な考え方

(1) 改定の基本的な考え方

今般の「鎌倉市地域防災計画」の改定は、災害に係る法改正や国の防災基本計画及び県の地域防災計画の修正内容を反映させることを中心とし、これまでの災害対応の中で課題となっていた事項を新たに加えて改定するものとする。



(2) 改定にあたっての基本的視点

今般の改定にあたっては、前項で掲げた災害に係る法改正や国・県の上位・関連計画の反映に主眼を置くとともに、災害時の市民の生命や財産を守るため、自助・共助・公助の視点で、ハード・ソフトの両面からの総合的な自然災害対策の実施により、災害に強い安心して暮らせるまちを目指す。

II 主な改定内容

1 構成の見直し

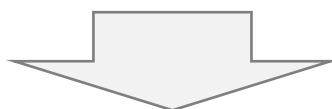
計画の構成は、大きく「総則編」と「計画編」により構成するものとする。

「総則編」は、地震災害対策編及び風水害等災害対策編の総則の記述を集約し、記述の重複を解消する。

「計画編」は、“第1編 地震・津波災害対策”、“第2編 風水害対策”、“第3編 その他の災害対策”、“第4編 災害復旧・復興対策”の4編から構成するものとする。

なお、「計画編」第1編 地震・津波災害対策に、第3章として「南海トラフ地震臨時情報発表時の対応」を位置付けることとする。

現行計画の構成	
地震災害対策編	■ 総則
	■ 地震災害予防計画
	■ 地震災害応急対策計画
	■ 津波災害対策計画
	■ 復旧・復興計画
	■ 東海地震に関する事前対策計画
風水害等災害対策編	■ 総則
	■ 風水害予防計画
	■ 風水害応急対策計画
	■ 復旧・復興計画
	■ その他の災害対策計画



改定計画の構成		
総則編		
計画編	第1編 地震・津波災害対策	第1章 地震・津波災害予防計画
		第2章 地震・津波災害応急対策計画
		第3章 南海トラフ地震臨時情報発表時の対応
		第4章 東海地震に関する事前対策計画
	第2編 風水害対策	第1章 風水害予防計画
		第2章 風水害応急対策計画
	第3編 その他の災害対策	火山災害対策、雪害対策、放射性物質災害対策
	第4編 災害復旧・復興対策	

2 各編における主な改定内容

(1) 予防計画

◆災害時情報収集・提供体制の拡充

[地震・津波災害予防計画、風水害予防計画]

- 災害情報収集や被災状況の調査においてドローンの活用を推進するとともに、防災・減災において、AIやデジタル技術の活用を検討することを明記。
- MCA無線や全国瞬時警報システム（J-ALERT）の運用等、通信施設の効果的な運用を図ることを明記。
- 防災行政用無線、全国瞬時警報システム（J-ALERT）、鎌倉市防災・安全情報メール、緊急速報メール（エリアメール）等を用いた伝達手段の多重化、多様化を図ることについて明記。
- 罹災証明書の交付、義援金の給付等の被災者支援業務を円滑に実施するため、被災者の住所や家屋等の情報を効率的に処理する被災者台帳システムの導入や体制の整備について検討することを明記。

◆避難対策

[風水害予防計画]

- 避難勧告・避難指示の一本化、5段階の警戒レベル一覧表の記載、洪水発生時のとるべき避難行動等について明記。
- 避難行動要支援者に対する具体的な避難方法等について定めた個別避難計画の策定に努めることを明記。
- 指定避難所、指定緊急避難場所について、具体的な考え方を明記。

◆避難所の生活環境の整備充実

[地震・津波災害予防計画、風水害予防計画]

- 避難所において、熱中症の予防・対処法に関する普及啓発、女性や子供等に対する性暴力・DVの発生防止対策を講ずることを明記。
- 備蓄物資について、食糧、飲料水、毛布等避難生活に必要な物資のほか、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策に必要な物資等の備蓄に努めることを明記。
- 備蓄品の調達にあたっては、被災者の年齢、性別、障害の有無といった被災者の事情から生じる多様なニーズに配慮することを明記。
- 避難所のペット対策について、ペット同行に係る注意事項を避難所運営マニュアルに位置付けることや、避難スペースの確保など、具体的な対策を明記。
- 避難所における感染症対策について明記。

◆帰宅困難者対策

[地震・津波災害予防計画、風水害予防計画]

- 帰宅困難者対策として、柔軟な対応を可能とする帰宅支援の移行方策について検討することを明記。
- 被害状況や鉄道等の運行状況に応じて、在宅者の出勤・通学を自粛する意識の醸成を図ることを明記。
- 情報収集・提供について、鎌倉市防災・安全情報メールなど、多様な情報提供手段を活用し、一時滞在施設の開設状況や鉄道等の運行状況、運転再開への見通し、代替輸送の有無、駅周辺の混雑状況等の情報を提供する体制を整備することを明記。

◆要配慮者等対策

[地震・津波災害予防計画、風水害予防計画]

- 災害時における避難行動要支援者への支援を適切かつ円滑に実施するためには、「避難行動要支援者避難支援計画（個別計画）」の作成を進める必要があり、個別計画の作成主体、地域での活用方法等の具体化の必要性について明記。

◆災害廃棄物等の処理対策

[地震・津波災害予防計画、風水害予防計画]

- 一般廃棄物処理施設等の耐震化や補修体制の整備、災害廃棄物等の処理・処分計画の策定、災害時の相互協力体制の整備等についてより具体的に明記。

◆広域受援体制の拡充

[地震・津波災害予防計画、風水害予防計画]

- 応援団体の活動拠点、物資の備蓄等の受援に係る機能等の強化の必要性について明記。
- 受援計画の作成、人的応援の活動拠点の確保、関係機関との連携強化、他市町村との相互応援体制の強化等について明記。

◆防災意識の向上

[地震・津波災害予防計画、風水害予防計画]

- 市民等の防災意識の向上を図るため、防災知識の内容の充実、普及方法を拡充するとともに、発災時や避難時の心得等の内容の充実について明記。
- 住民及び事業者による地区内の防災活動推進の一環として、地区の特徴に合わせた「地区防災計画」作成の支援を推進することを明記。
- 市民に対し、水害時のシミュレーション結果等を示しながら、「早期の立退き避難が必要な区域」からの迅速で確実な立退き避難を求めるとともに、浸水深、浸水継続時間等に応じて、食糧、水を備蓄すること、ライフライン途絶時の対策等について普及啓発を図ることを明記。[風水害予防計画]
- 市は、タイムライン（防災行動計画）を作成し、災害時に実践することについて明記

し、市ホームページや広報等での周知や作成支援を推進することを明記。[風水害予防計画]

◆がけ地・急傾斜地対策の強化

[地震・津波災害予防計画、風水害予防計画]

- 既存の造成宅地について、大規模盛土造成地の有無と安全性の確認を実施し、必要に応じた対策を実施することを明記。
- がけ崩れや土砂の流出等による災害の発生を防止するための「既成宅地等防災工事資金助成制度」について、更なる推進を図るため、制度の具体的な内容について明記。
- 土砂災害警戒避難体制の整備や危険箇所の巡視、雨量等の把握、地域住民への情報伝達方法等をあらかじめ定めておくことなどを明記。
- 土砂災害における要配慮者利用施設の避難対策等（避難確保計画の作成、避難訓練の実施等）について明記。

◆津波に強いまちづくり

[地震・津波災害予防計画]

- 津波からの円滑な避難を支援するため、津波避難建築物の指定推進、区域内で新たに公共施設の建築や建替えをするにあたっては、津波避難建築物として活用できるように整備に努めることを明記。
- 津波避難指示等の市民への伝達手段として、多様な伝達手段を明記。
- 津波避難体制として、「津波避難計画」の周知や避難指示の発令基準、津波フラッグの周知、津波避難誘導標識（ピクトグラム、外国語表記）、津波注意看板の設置拡充に努めることなどを明記。
- 津波防災に関する知識の普及、防災教育の充実について明記。
- 市の津波避難困難区域において、避難ビル等のハード整備の必要性について明記。

◆地震火災予防

[地震・津波災害予防計画]

- 市民による初期消火活動を支援するため、街頭消火器の設置拡充を図るとともに、感震ブレーカーの設置奨励について明記。

◆治水対策

[風水害予防計画]

- 高潮浸水想定図の公開に伴い、避難情報の伝達方法や避難場所及び避難の確保を図るために必要な事項等について定めることを明記。
- 水害における要配慮者利用施設の避難対策等（避難確保計画の作成、避難訓練の実施等）について明記。

(2) 応急対策計画

◆災害時情報収集・提供体制の拡充

[地震・津波災害応急対策計画]

- 全国瞬時警報システム(J-ALERT)等により地震情報等を受理したときは、防災行政無線等を通じて直ちに市民等に伝達することを明記。
- 避難情報の発令の際には、防災行政無線等を通じて市民等に伝達するとともに、様々な媒体を活用し市民等への迅速な周知に努めることを明記。

◆避難対策

[地震・津波災害応急対策計画、風水害応急対策計画]

- 高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保のそれぞれの発令にあたり、留意すべきことについて明記。
- 津波フラッグが掲示されたときは、直ちに海岸付近から離れ、付近の高台等安全な場所へ、自ら主体的に避難することを明記。[地震・津波災害応急対策計画]
- 避難指示等の発令に当たり、必要に応じて専門家の技術的な助言等を活用し、適切に判断を行うことについて明記。

◆要配慮者等支援対策

[地震・津波災害応急対策計画、風水害応急対策計画]

- 避難所における要配慮者等の健康管理について明記。
- 感覚過敏な障害者の集団生活のストレスへの対応について明記。
- 社会福祉施設の被災時の対応について、入所者等の安全及び施設の被災状況の把握、入所者等が被災した場合の応急救助、避難場所等への避難誘導等に努めることを明記。

◆食糧、飲料水及び生活必需品の供給対策

[地震・津波災害応急対策計画、風水害応急対策計画]

- 避難所における食物アレルギーを有する者のニーズの把握、食物アレルギーに配慮した食料の確保等に努めることについて明記。
- 物資調達に関するプル型支援とプッシュ型支援について、国の考え方(発災後3日までは備蓄、発災後4～7日(4日間)はプッシュ型支援、それ以降はプル型支援にて対応)を踏まえ、地域内輸送拠点の開設や物資の受入れ・管理、各避難所への搬送等における役割分担などの検討することを明記。

◆医療救護活動

[地震・津波災害応急対策計画、風水害応急対策計画]

- 医療救護体制について具体的に明記するとともに、今後の救護所活動の具体化の必要性について明記。

◆南海トラフ地震臨時情報発表時の対応

[地震・津波災害対策編]

- 第3章に「南海トラフ地震臨時情報発表時の対応」を新たに記載。

(3) その他の災害対策

◆各災害の現状の記述

- 各災害について、国内における災害の発生状況や災害の定義等について新たに記載。

(4) 災害復旧・復興対策

◆被災者等の生活再建支援

- 罹災証明書の発行
 - ・ 証明の範囲の更新や罹災証明書の発行手順の図示等。
- 被災者の経済的再建支援
 - ・ 「神奈川県被災者生活再建支援金」の創設について記載。
 - ・ 義援金の受入れ経路を図示。

◆災害復旧事業

- 災害復旧事業に伴う財政援助及び助成
 - ・ 助成制度の概要や国が全部若しくは一部を負担又は補助する事業一覧を掲載。
- 激甚災害
 - ・ 激甚災害指定の手続きの概要や報告事項、特別財政援助額の公布手続きについて記載。
 - ・ 激甚災害指定の手続きの流れを図示。